

# 札幌市客引き行為等の防止に関する条例

## 1 目的（第1条）

○客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民及び観光客その他の滞在者又は市内を通過する者（以下「市民等」という。）が、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のある安全で安心なまちづくりに寄与することを目的とします。

## 2 客引き行為の定義（第2条）

○客引き行為等：道路、公園、広場、駅その他の公共の用に供される場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいうものとします。

客引き行為	通行人その他不特定の者（以下「通行人等」という。）の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為
客待ち行為	客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
勧誘行為	通行人等の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為
勧誘待ち行為	勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

### 【主な事例】

○客引き行為、勧誘行為とは、次の①～③のポイントを全て満たす行為です。

ポイント		主な事例
①	禁止区域内の公共の場所で行われる行為	○道路、公園、広場、駅など
②	相手方を特定して行われる行為	○通行人等の中から、特定の人に ・近付いて行う ・寄り添いながら行う など
③	客となるように誘う行為 (客引き行為)	○客となるように ・お店を探しているか尋ねる ・交渉を持ちかける など
	役務に従事する者となるように誘う行為 (勧誘行為)	○仕事に従事するよう ・職を探しているか尋ねる ・交渉を持ちかける など

### 【「客引き行為等」に該当しない行為】

○通行人等に対して行う次の行為は、客引き行為等には該当しません。

ティッシュ・チラシ等を単に配布する行為、単に看板を持って宣伝する行為  
不特定の者に対して単に呼びかける行為

(例)「ただいまタイムセール中ですよ」「いらっしゃい、いらっしゃい」など

※道路や公園などの公共の場所においては、他の法令等（例：道路交通法）により規制の対象となる場合があります。

### 3 条例で禁止される行為（第6条・第7条）

- 何人も、禁止区域（下記「4 禁止区域の設定」参照）において、客引き行為等を行ったり、又は行わせたりしてはならないものとします。ただし、自店舗前で行う客引き行為等のうち規則で定めるものを除きます。また、禁止区域等については、客引き行為等による市民等の通行又は利用への支障の状況に応じ適宜見直しを行うものとします。
- 事業者は、禁止区域における客引き行為を受けた者を客として当該事業者の店舗内に立ち入らせてはならないものとします。
- 事業者は、禁止区域における勧誘行為を受けた者を当該事業者が営む店舗等で業務に従事させてはならないものとします。

※事業者とは、本市の区域内において事業（その準備行為を含む。）を行う者をいうものとします。

#### ○自店舗前の客引き行為等（規則事項）

禁止区域における自店舗前（自店舗の存する土地の前）の客引き行為等について、規制の影響を最小限にする観点から、原則として、自店舗前から1メートル以内は規制せず（南3条線以南を除く。）、客引き行為等を行うことができます。

※自店舗前の客引き行為等については、他の法令等により規制の対象となる場合があります。

### 4 禁止区域の設定（規則事項）

#### 【禁止区域】

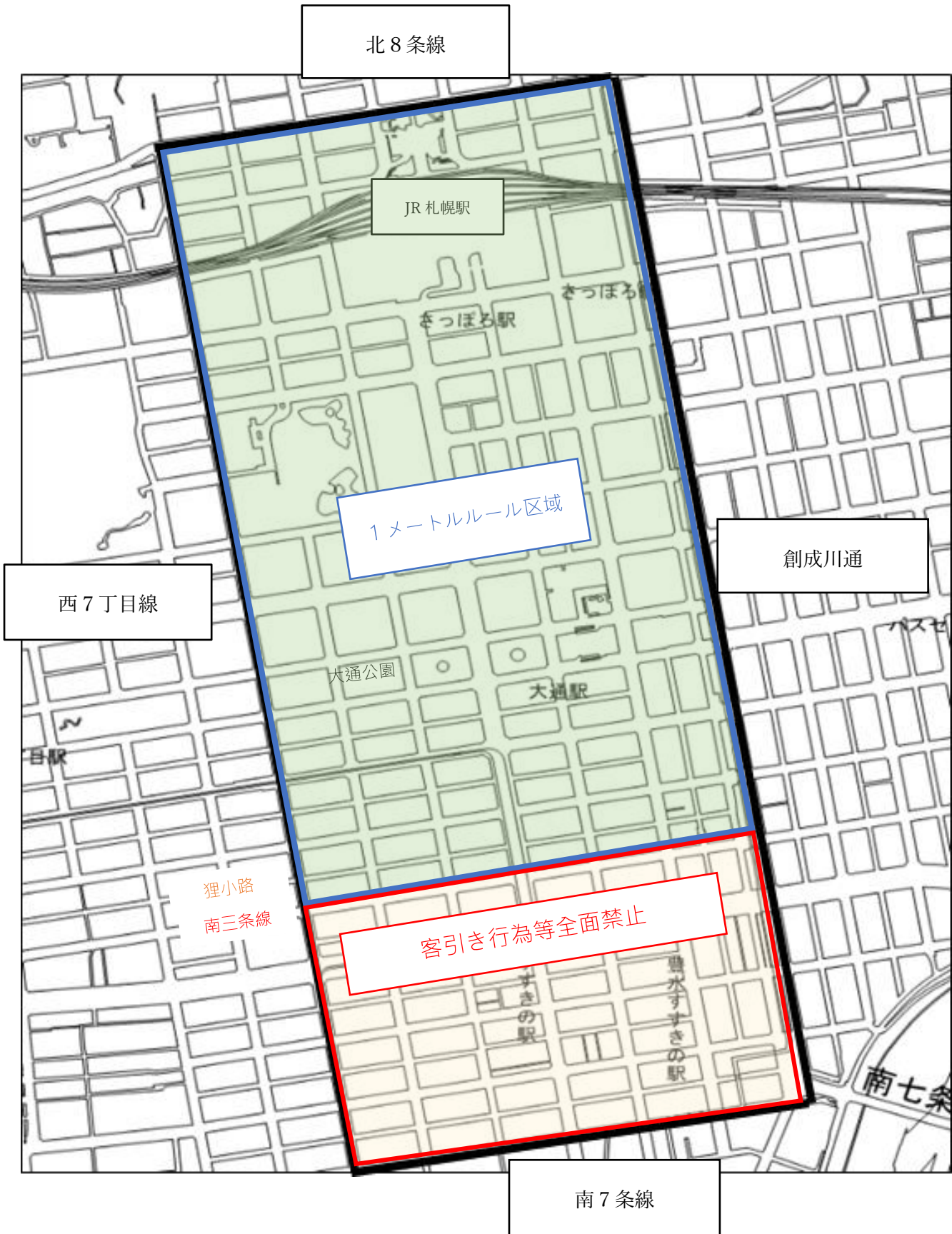
- 市民等が公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を確保するため、客引き行為等を禁止する必要がある区域を規則で定めるものとします。
- 禁止区域は、北8条線、南7条線、創成川通、西7丁目線で囲まれた区域（ススキノ条例の規制区域と同じ範囲）内の公共の場所とし、客引き行為等が禁止される具体的な公共の場所を規則で図示により定めることを想定しています。

※事業者が所有・管理する施設等の取扱い：

事業者からの要請があり、不特定かつ多数の者が通行し、又は利用することができる場所であって、必要があると認められる場合には、客引き行為等を禁止する必要がある区域として、規則で図示により定めるものとします。

具体的には、JR札幌駅コンコース、地下街などについては、条例制定後に事業者から申請を受けた後、パブリックコメントを行い、市民意見を募集した上で、規制する必要性が認められれば禁止区域に指定します。

- 客引き行為等禁止区域
- 自店舗前から1メートル以内の客引き行為等を、原則規制しない区域（1mルール区域）
- 客引き行為等全面禁止区域



**5 指導・勧告・命令・罰則（第8条・第9条・第10条・第11条・第12条・第18条・第19条）**

**【指導、勧告、命令】**

- ①禁止区域において客引き行為等を行った者、若しくは行わせた者、又は当該客引き行為等を受けた者を客として店舗等に立ち入らせるなどの行為を行った事業者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができるものとします。
  - ②指導を受けた者が当該指導に従わないときは、その者に対し、当該指導に係る行為をしてはならない旨を勧告することができるものとします。
  - ③勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に係る行為をしてはならない旨を命じることができるものとします。
- また、命令を受けた者が当該命令に従わないときは、④の過料及び⑥の公表の対象となるほか、その者に対し、当該命令に係る行為をしてはならない旨を改めて命じることができるものとします。

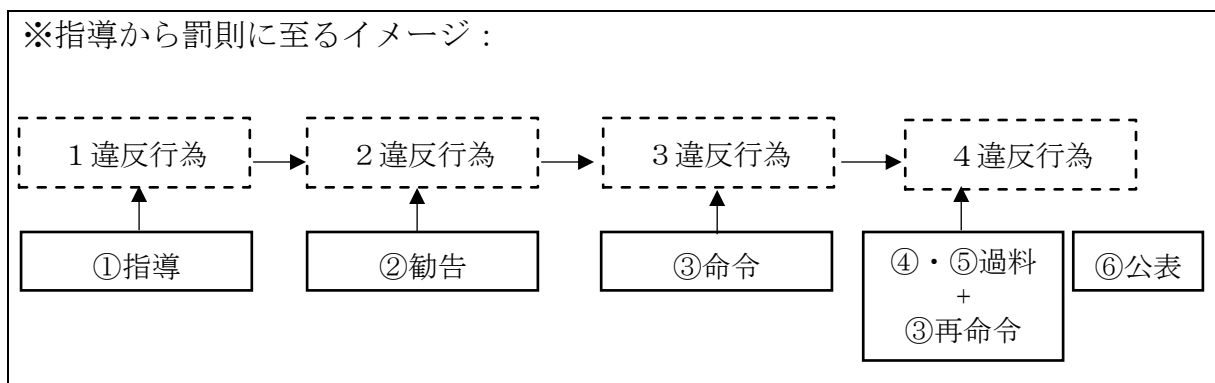
**【調査等】**

- 条例の施行に必要な限度において、次の調査を行うことができるものとします。
  - ・禁止区域において客引き行為等を行った者、又は行わせた者に対して、報告を求めること
  - ・禁止行為に関係する店舗や事務所等に立ち入り、関係物件を調査し、又は関係者に質問すること

**【罰則等（過料、公表）】**

- ④次のいずれかに該当する者には、5万円以下の過料を科すものとします。
    - ・命令に違反した者
    - ・報告の求めに対して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は関係物件の調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
  - ⑤事業者の従業者が、過料を科された場合は、その事業者に対しても過料を科すものとします。
  - ⑥前記④に該当する者について、次の事項を公表することができるものとします。
    - ・氏名及び住所（法人は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
    - ・店舗の名称及び所在地
    - ・公表の原因となる事実
- なお、公表の方法は、一定の期間の市ホームページへの掲載などを予定しています。

※指導から罰則に至るイメージ：



## 6 責務等（第3条・第4条・第5条）

### 【市の責務】

○市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の必要な施策を実施するものとします。

○市は、施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図るものとします。

### 【事業者等の責務】

○事業者等（事業者又はその従業者）は、公共の場所を安全に安心して通行し、又は利用することができる環境を阻害する客引き行為等を行ったり、又は行わせたりしないよう努めなければならないものとします。

### 【市民等の役割】

○市民等は、市が実施する客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図る等の施策に協力するよう努めるものとします。

## 7 情報提供・協力要請等（第13条・第14条・第15条）

### 【土地等の所有者等への通知】

○市は、命令に違反した者等について公表をしたときは、公表された者に係る店舗や事業所等の用に供する土地又は建物の所有者等に対し、公表の内容を通知し、是正の協力を求めることができるものとします。

### 【関係機関への情報提供】

○市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、警察その他の関係機関に対し、提供することができるものとします。

### 【関係機関への協力要請】

○市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係機関及び関係団体に対し、情報の提供、助言、その他の必要な協力を求めることができるものとします。

## 8 適用上の注意（第16条）

○この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者等の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとします。

## 9 委任（第17条）

○この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めま

## 10 施行時期（附則）

○令和4年（2022年）4月1日を予定（禁止行為、指導、勧告、命令、罰則等の規定は、周知期間を経て、令和4年7月1日から施行します。）